

愛知県子供読書活動推進計画（第四次）注釈集

※1 子供

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）では子供について「おおむね十八歳以下の者をいう。」と規定している。本計画もこれによるものとする。

※2 不読率

1か月の間に1冊も本を読まなかった子供の割合。

※3 あいちの教育ビジョン2020

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現を基本理念とする第三次愛知県教育振興基本計画。情報通信技術の進展、社会・経済のグローバル化の進展等、子供たちを取り巻く社会の急速な変化に伴う新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力を踏まえ、愛知の教育を更に推進していくため、先のプランの基本理念を継承し、平成28年2月に策定された。

※4 ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に受診した親子に対し、赤ちゃん絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの資料を配布する事業。

※5 「親の育ち」家庭教育研修会

県で作成した親向けの学習プログラムを活用した参加型・体験型の研修会。市町村の講座や幼稚園・保育所、小・中学校等で実施。

※6 県内図書館横断検索「愛蔵くん」

ウェブサイト上で県内市町村立図書館等の蔵書を一度に検索できるシステム。平成16年度の愛称公募により「愛蔵くん」に決定。

※7 専門図書館3館

愛知芸術文化センターアートライブラリー、愛知県産業労働センター（ウインクあいち）労働関係情報コーナー、愛知県女性総合センター（ウィルあいち）情報ライブラリー。

※8 ブックトーク

子供や大人の集団を対象に、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして、特定の主題について何冊かの本の内容の紹介を行う活動。

※9 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第10条により制定された。

※10 文字・活字文化の日

10月27日。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするために「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）第11条により制定された。

※11 青少年によい本をすすめる県民運動 [強調月間:10月1日～10月31日]

愛知県及び愛知県青少年育成県民会議は、市町村及び関係機関・団体の協力を得て、①青少年向け優良図書目録の作成・配布、②啓発ポスターの作成・配布、③はがきによる読書感想文・感想画の募集、④児童図書等の学校、児童等への寄贈（協賛：愛知県書店商業組合）を実施。

市町村及び関係機関・団体は、本運動の趣旨に基づき、それぞれの地域の実情等に即して、青少年向け優良図書目録、啓発ポスター、機関誌等による広報、啓発を実施。

※12 愛知県子ども読書活動推進大会（愛知県子供読書活動推進大会）

学校・図書館関係者、子供読書活動を行う関係者を中心とした研修会。平成16年度「こころを育む読書のつどい」、平成18年度「全国読書フェスティバル愛知大会」の開催を機に、定期的な全県的研修大会開催の要請が高まり、平成19年度から開催。詳細は28ページ及び44ページを参照。

※13 愛知県子ども読書活動実態調査

「愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）」の効果と課題を明らかにし、本県の子供の読書活動について方向性を定めていくことを目的に、平成30年1月4日から平成30年1月31日まで、教育委員会が無作為抽出した県内小・中・高等学校を対象に行った標本調査。12,850人対象。

※14 愛知県における小・中・高等学校対象の読書に関するアンケート

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省）において課題となっている不読率と地域間の取組の格差について、県内の児童生徒の読書に関する状況を明らかにするとともに、愛知県子ども読書活動推進計画（第三次）の策定に向けての資料とするために、平成25年5月1日から平成25年5月31日までの1か月間を調査対象期間として実施した。小・中学校は市町村ごと、高等学校は地域ごとに抽出された学校の各学年・クラスを対象にした標本調査である。12,011人対象。

※15 家読（うちどく）

子供を中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想などを話し合っ、コミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。

※16 おはなし会

図書館の子供に対するサービスの一つ。子供と本の世界を結び付ける手段として、子供を集めて読み聞かせやストーリーテリング（語り手が物語を覚え、本を見ずに語って聞かせること）などにより、お話を聞かせる集まり。

※17 地区家庭教育推進協議会

県内6地区で開催。各地域の家庭教育関係者が一堂に会し、子育て支援者による交流活動や、家庭教育推進地区の活動発表、情報交換などを実施。

※18 児童図書室

公立図書館が、児童サービスを行うために図書館内に設置した、絵本・児童書・紙芝居など子供のために作られた資料を集めた部屋。

※19 レファレンス

利用者の問合せに応じたり、本に関する情報を提供したりする業務。

※20 ティーンズコーナー

青少年に読書の楽しさを知ってもらうために設置された、青少年を対象とした図書・雑誌・新聞などを集めたコーナー。

※21 マルチメディアDAISY

音声にテキスト及び画像をシンクロ（同期）させ、ユーザーは音声聞きながら抜粋されたテキストを読み、同じ画面で絵を見ることができる。利用対象者は視覚障害者に限らず、学習障害者やディスレクシア（小児期に生じる特異的な読み書き障害で、知的な遅れや視聴覚障害がなく、十分な教育歴と本人の努力があるにもかかわらず、知的能力から期待される読字能力を獲得することに困難がある状態）などの読むことに障害のある全ての人に貢献することができる。

※22 LLブック

LLとは、「やさしく読みやすい」を意味するスウェーデン語のLattlastの略で、知的障害や学習障害のある人などが読みやすいよう、絵や写真などを使って分かりやすく書かれた本。

※23 ブックリスト

読書への興味・関心を喚起するために、対象年齢や主題等、ある基準により選択した資料を紹介する簡便な目録。

※24 ヤングアダルト層

主に中学生・高校生を中心とした10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として出版界・図書館界で意識して呼称するときに使う用語。

※25 ヤングアダルトサービス連絡会

県内の公立図書館のヤングアダルトサービス担当者が連携し、ヤングアダルトサービスに関する情報を広く収集し周知することを目的に設立。情報交換や研修、ブックガイドの発行等を主な活動とする。平成20年度より活動開始。

※26 点字図書館

視覚に障害のある人々のために、点字及び録音図書を作成又は収集、整理、保存し、貸出し及び閲覧業務を主とする図書館で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく厚生援護施設。

※27 サードプレイス

自宅(ファーストプレイス)でも職場・学校(セカンドプレイス)でもない、心地のよい第3の場所。

※28 児童サービス研修

愛知図書館協会(※30参照)が主催する児童サービス経験の浅い人を主な対象とした研修で、公立図書館等で児童サービスを行うための必要な基礎知識、技術の習得を目標とする。

※29 国立国会図書館国際子ども図書館

国立国会図書館の支部館として設置されており、納本制度による、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。児童書のナショナルセンターとして、児童へのサービスを行う図書館活動を支援し、子供の出版文化に関する情報の提供を行っている。また、学校図書館に対する支援の一環として、外国語の原書を含む児童書等約40冊を貸し出す「学校図書館セット貸出し」を行っている。

※30 愛知図書館協会

図書館事業の進歩発展を図り、教育と文化の振興に寄与することを目的に設立。読書運動の推進、会報の発行、研修事業の実施を主な活動とする。

※31 愛知県公立図書館長協議会

愛知県内の公立図書館相互の連絡を密にし、図書館活動の推進を図ることを目的に設立された、県内の公立図書館長で構成される組織。県内公立図書館間の連絡調整のほか、全国公共図書館協議会との連絡協力、図書館職員の研修、県内公立図書館の実態調査の実施を主な活動とする。

※32 生涯学習情報システム「学びネットあいち」

生涯学習機関・団体等有する生涯学習に関する情報を一元的に提供するシステム。



<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>

※33 ウィキペディアタウン

町歩きイベントやワークショップを通して、その地域の文化財、名所、歴史的イベント、著名人などの情報を記事にまとめ、インターネット上の百科事典「ウィキペディア」に掲載し、更に記事へのアクセスが容易になるようにQRコード入りの掲示板等を設置するような取組。

※34 児童館

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて、児童に健全な遊びを提供してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設。

※35 愛知県生涯学習推進センター

生涯学習に関する学習相談、県が養成した地域指導者の活動支援などを広域的・専門的に展開しており、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が運営している。

※36 あいちNPO交流プラザ

NPO活動の促進を目的とし、NPOの交流・活動・情報発信及び県と様々なNPOとの協働推進の拠点となる施設。

※37 子どもゆめ基金

未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験などの体験活動、絵本の読み聞かせ会といった読書活動などに対して、独立行政法人国立青少年教育振興機構が助成金を交付する事業。

※38 PISA(OECD生徒の学習到達度調査)

義務教育修了段階の15歳児(高校1年生)を対象とした調査。知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について、2000年以降、3年ごとに調査を実施。2000年と2009年には読解力を中心分野として実施。2009年調査には、65か国・地域(OECD加盟国34か国、非加盟31か国・地域)から、約47万人の15歳児が参加。日本では、全国の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の1年生約117万人のうち、185校、約6,000人が調査に参加。

読む本の種類と頻度別に見た総合読解力の平均得点については、日本の場合、雑誌について「読まない」グループの方が「読む」グループよりも得点が高く、それ以外の読み物については、「読む」グループの方が「読まない」グループよりも得点が高いという結果が出ている。

※39 朝の読書タイム

児童生徒の読書活動の活性化を図るために、学校が読書に親しむための時間として設定しているもので、特に始業前の10分程度の時間を充てる学校が多い。

※40 愛知県学校図書館研究会

県内小・中・高等学校及び特別支援学校の学校図書館教育の充実・発展を目的とした研究組織。昭和38年に設立されて以来、年1回、愛知県学校図書館研究大会を開催し、学校図書館の管理運営、利用指導、読書指導等について研究協議を行っている。

※41 司書教諭

学校図書館法（昭和28年法律第185号）で学校に配置することが義務付けられている学校図書館の専門的職務をつかさどる主幹教諭、指導教諭又は教諭。学校図書館資料の選択・収集・提供や子供の読書活動に対する指導、情報活用能力育成指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、実施の中心となるなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

※42 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成26年6月「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）の一部改正により、学校に置くよう努めることとされた。

※43 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じて設定した標準冊数のことで、平成5年3月に国が定めたもの。

例： 小学校で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば5,560冊が標準冊数となり、1学級増えると480冊ずつ増加
中学校で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば7,920冊が標準冊数となり、1学級増えると560冊ずつ増加
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（小学部）で学級数が7～12学級の場合、7学級であれば3,032冊が標準冊数となり、1学級増えると96冊ずつ増加。

※44 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、1冊の本を順番に読む等様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

※45 ビブリオバトル

それぞれが読んで面白かった本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で決めていく書評会のこと。ビブリオバトルの効果として、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力・語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会う機会が増えることなどが言われている。近年では、全国の大学、地方公共団体、図書館などで広がりつつある。

※46 社会保障審議会

厚生労働省に設置された審議会の一つ。厚生労働相の諮問機関であり、社会保障制度全般に関する基本事項や各種の社会保障制度の在り方について審議・調査し、意見を答申している。また、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

※47 生涯学習情報誌「まなびあいち」

生涯学習に関する講座・講習会、イベント情報、「学びネットあいち」ネットワーク機関や読書ボランティアとして活動している団体・個人の紹介などを行う情報誌。年4回（6、9、12、3月）、1回につき8,000部発行している。

※48 愛知県子ども読書活動推進協議会

子供の読書活動を総合的に推進し、県、市町村、図書館、学校、民間団体等の連携・協力体制の整備、協働の在り方や方策について検討するため、幅広い分野の関係機関・団体で構成された協議会。